

沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）

（趣旨）

第1条 沖縄県警察所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及び沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（一般競争参加の申出）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、規則第121条に基づく公告において指定した期日までに、令第167条の4の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、警察本部警務部会計課又は警察署の会計課の担当者（以下「担当者」という。）にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第3条 入札保証金等に関しては、規則第100条、第102条、第103条、第104条及び第105条の定めるところによる。

（入札等）

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書を規則で定める様式（様式第56号）により1件ごとに作成し、封筒に納め封かんのうえ、その指名及び入札件名を表記し公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札函に投入しなければならない。
- 3 電子入札システムによる入札の場合は、公告、公示又は通知した時刻までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。
- 4 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の入札投入を終えていない間は、この限りでない。
- 5 郵送による入札は、原則として、これを認めない。ただし、警察本部長又は会計課長若しくは警察署長（以下「契約担当責任者等」という。）が特に認めた場合は、配達証明付き書留郵便をもって次に掲げる方法により提出するものとする。
 - (1) 封筒は、二重封筒とすること。
 - (2) 表封筒には、「入札書在中」及び「親展」と朱書きすること。
 - (3) 中封筒には、入札件名、入札日時を記載し、契約担当責任者等あてに提出すること。なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは無効とする。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

- 7 入札参加者は、令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人にすることはできない。
- 8 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の手換え、引換え又は撤回することはできない。
- 10 工事の入札に関して、入札参加者は、請求がある場合には、工事費内訳書を提示しなければならない。
- 11 入札者が、当該入札執行中に入札室を退席したときは、再入室を認めない。ただし、執行人（当該入札事務を進行する責任者をいう。）が認めたときは、この限りでない。
- 12 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することは認めない。

（入札の辞退）

第 5 条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨、次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であっても、入札辞退届（別記様式）を担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までには到達するものに限る。）して行うこと。
 - (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行うこと。
 - (3) 電子入札システムによる入札の場合は、入札辞退届（様式第 1 号）を作成のうえ電子入札システムにより提出すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 6 条 入札は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第 7 条 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第 8 条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
（入札書等の取扱い）

第9条 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。
（落札者の決定）

第10条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（規則第137条において準用する同規則第129条第1項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。）をもって入札した者を落札者とする。ただし、県の支払いの原因となる契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の契約については、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
（再度入札）

第11条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、電子入札システムによる場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当する者については、再度の入札への参加を認めない。

- (1) 第8条のいずれかに該当する入札をした者（第5号又は第6号に該当する場合を除く。）
- (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札システムによる場合は、契約担当責任者等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、落札決定後速やかに次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 当該契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上でなければならない。

(契約書の提出)

第14条 契約書を作成する場合において、落札者は、担当者から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当担当者等に提出しなければならない。ただし、契約担当責任者等に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を必要としない場合において、落札者は、落札決定後速やかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当責任者等に提出しなければならない。ただし、契約担当責任者等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

別記様式(第5条関係)

入 札 辞 退 届

年 月 日

沖縄県知事 ○○○○○ 殿
か い 長 ○○○○○

住 所

商号又は名称

氏 名 印

下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

件 名 _____